

子どもの監護を 巡る家庭裁判所の 手続き

子どもを持つ夫婦が離婚するとき、いろいろと話し合わなければならぬことがあります。夫婦で話し合ってもなかなか納得のいく話し合いができない。こんなときは、家庭裁判所の家事調停があります。

・家事調停とは、家事審判官（または、家事調停官）と家事調停委員で構成される調停委員会が双方から事情や意見を聞き、お互いが納得して適切な解決ができるよう、話し合いをお手伝いするものです。調停は非公開なのでプライバシーは守られ、なごやかな雰囲気なかで自分の考えを述べるので安心して安心です。

・調停は、家庭裁判所の窓口で解決したい事柄などを書いた「申立書」や戸籍謄本などを提出することで利用できます。調停で合意が成立すると、書面（調停調書）が作られます。この調停調書に記載された事項は法的な効力を持ち、これが守られない場合は、その履行を求めるための裁判所の手続きを利用することができます。

ます。
子どもに対して
必要な配慮を

子どもは、両親の離婚をどうすることもできない無力感や悲しみ、これからの生活についての不安など、さまざまなつらい気持ちをいただきます。子どもは、そつした気持ちを体調や態度の変化によって表現することがあります。子どもの心や体の変化を見逃さないようにして、その気持ちを十分にサポートしましょう。

子どもの目の前で言い争っている姿などを見せることのないよう、配慮することも必要です。子どもの年齢に応じて、両親が離れて暮らさなければならぬ理由や、これからの生活について、きちんと説明することも大切です。

※家庭裁判所の調停では、調停委員会が、子どもに対して必要な配慮についても説明しながら、話し合いをお手伝いします。心理学や教育学などに通じた専門家である家庭裁判所調査官が、子どもへの配慮という視点から調停にかかわることもあります。

問合せ先

名古屋家庭裁判所事務局総務課庶務係

☎052-223-0994

検察審査会

審査員・補充員に
選ばれたら

ご協力を

検察審査会とは、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしの審査などを行っています。

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人（検察審査員。検察審査員がやむを得ない事情で会議を欠席したときは、補充員）で審査します。

検察審査会で審査をした結果さらに詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴すべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官はこの議決を参考にして事件を再検討することになります。検察審査会は、刑事司法に国民の健全な良識を反映させることを目的としたもので、法律の知識は不要です。

問合せ先

名古屋地方裁判所岡崎部内
岡崎検察審査会

☎0564-51-4521



NTT西日本からのお願い

資源リサイクルのため 古い電話帳の回収に ご協力を

NTT西日本では地球環境保護のため、古い電話帳を回収し、資源リサイクルを図っています。

7月中(予定)に新しい電話帳をお届けしますが、その際に古い電話帳を回収します。配達日に不在の場合は、後日改めて回収に伺いますので、タウンページセンタへ連絡してください。

問合せ先

タウンページセンタ

☎0120-506-309

身に覚えのない請求は

連絡してはいけません！
**連絡すると、取り返しの付かない
事になりますよ!!**

『不当請求』『最終通告』

最近、「最終通告」「未納料金」「訴訟」「裁判」「法務省」などの文言を使い、市民の不安をあまり不当な請求をするハガキが市内でも届いています。

身に覚えのない請求は無視してください。

困ったときは、消費生活相談室などに相談してください。

岡崎市消費生活相談室

☎0564-23-6459

豊田市消費生活センター

☎0565-33-0999